経済民生常任委員会記録

令和7年2月13日(木)午前10時27分~午前10時48分(9階904会議室)

〇出席委員(9名)

委員	長	根本	雅昭	
副委員長		二階當	二階堂利枝	
委	員	七島	奈緒	
委	員	佐原	真紀	
委	員	白川	敏明	
委	員	後藤	善次	
委	員	村山	国子	
委	員	羽田	房男	
委	員	真田	広志	

○欠席委員(なし)

○市長等部局出席者(なし)

○案 件

所管事務調査「持続可能な農業の振興に関する調査」

- 1 委員長報告のまとめについて
- 2 改正条例について

午前10時27分 開 議

(根本雅昭委員長) ただいまから経済民生常任委員会を開会いたします。

議題は、お手元に配付のとおりです。

持続可能な農業の振興に関する調査についてを議題といたします。

初めに、委員長報告のまとめについてを議題といたします。前回の委員会でご指摘いただいた部分 を正副手元で修正いたしましたので、ご確認いただきたいと思います。

まず、資料1が見え消し版、資料2が修正反映版となります。資料1で説明しますので、まずは資料1をご覧いただければと思います。

まず、2ページ目の2行目、農業産出額の約6割という部分を全体の約6割に修正しております。 3行目の占めますを占めておりますに修正しています。

同じく3行目、内訳ではを内訳は、5行目に行きまして、全国1位を誇りますを全国1位でありま すに修正しました。

同じ5行目、さらに、ぶどう、さくらんぼ、かきなど様々な果実が生産されておりを追加しております。

次の行、6行目、農業産出額からも分かるとおりを削除しております。

22行目に移りまして、傾向がありますを傾向にあります、ページ替わりまして3ページ目の4行目から、後半の課題を冒頭に移動しまして、そのほか正副手元でここの部分一帯修正していますので、 ご確認いただければと思います。

また、さらにページ替わりまして、4ページ目の4行目、またをそしてに修正しております。

5ページ目に行きまして、5行目、人材を確保するために法人化は有効でありという文言を、人材 を確保するための法人化は有効であることからに修正しております。

ページ飛んで、9ページ目です。最後のページの2行目、急務でありを急務であることから、4行目を実施しておりを実施しに修正しております。

ちょっと確認いただきまして、ほかに修正点ですとかお気づきの点ございましたらご発言いただければと思います。すみません、9ページ、最後と言いましたけれども、10ページまでありますね。9ページ目以降に条例の部分から入っていきますので、てにをはとか、そういうところは軽微なものは後ほど併せて修正していきたいと思いますので、取りあえずこのような形でよろしいですか。

(羽田房男委員) 2ページの修正した5行目かな、販売店なんかで、かきというのは平仮名でしたか、漢字でしたか。あれっと、ちょっと見ていて気になったのが農業の関係なので、かきというと、ああ、あの果物の柿だなと思うのですけれども、言われたときに、ああ、ぱっと頭をよぎったので。スーパーでは漢字1文字だったような。いろいろ販売店のもあるのですけれども、何かちょっと気になったかなという感じなので。これが悪いというわけではないので。ちょっと気になったので、皆さんのご意見いただければありがたいなと思うのですけれども。

(根本雅昭委員長) そうですね。前回表記について平仮名というふうにはしましたけれども、ただかきが確かにほかのかきもございますので、ちょっと正副手元でも再度追加した部分によってこれで本当にいいかどうか再度確認したいと思いますので、よろしくお願いできればと思います。ほかの市の文書なども確認していきたいと思いますので。

(羽田房男委員)せっかくの委員長報告なので、まとめられて立派な委員長報告にしないと。

(根本雅昭委員長) さらにございますか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) それでは、修正なければ、今ちょっと羽田委員からいただいた部分については確

認して、以上のようにしたいと思います。

次に、改正条例についてを議題といたします。幾つかの他自治体の農業、農村振興に関する条例についてまとめましたので、資料3をご覧いただければと思います。左から本市条例、福島県、長野市、愛媛県を比較した表となっております。まず、福島県農業・農村振興条例は前文と第1条から第22条までの構成となっておりまして、本市の条例の構成とほぼ同様となっております。また、平成25年に東日本大震災関連で改正が行われております。次に、長野市農業振興条例についても前文と第1条から第14条までの構成で、第9条の施策の基本方針や第10条の振興計画を定める等の構成は本市条例と同様となっておりまして、いずれも議員提案による条例制定になっております。次に、愛媛県の未来を創る農業・農村振興条例は前文と第1条から第24条までございまして、比較的新しく制定された条例ですので、参考になる部分が多いと思います。条例は、それぞれ資料4から6に全文保存してありますので、ご参照いただければと思います。

確認のために、ちょっと録音を一旦止めまして、黙読ですとか自由討議の時間としたいと思います ので、一旦録音を停止したいと思います。

【この間資料黙読、自由討議】

(根本雅昭委員長) それでは、黙読と自由討議いたしましたけれども、皆様からご意見ございました らお述べいただければと思います。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) 今自由討議の中でも協議がありましたけれども、ほかの自治体の事例も参考にしながら条例改正に向けて今後調査を進めていくということでまいりたいと思います。

そのほか皆様からございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長)では、なければ以上で経済民生常任委員会を終了いたします。

午前10時48分 散 会

経済民生常任委員長 根本雅昭